協議第２２号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて下記のとおり提案します。

平成１５年3月5日　提　出

修善寺町外3町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

慣行の取扱いについて
（１）　市章は、新市において新たに定めるものとする。 （２）　市の木、花、鳥は、新市において新たに定めるものとする。 （３）　市民憲章、宣言については、新市において新たに定めるものとする。

平成１５年　　月　　日 確認